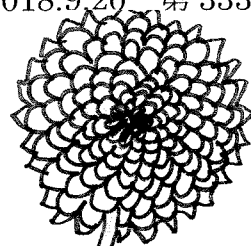


いきいき通信



～ 地域包括支援センターだより ～

平生町高齢者地域包括支援センター（平生町社会福祉協議会） ☎ 56-8000

－ “ひらおで暮らす” を応援します － 【 悪質商法に気を付けましょう 】

そろそろ心地良い涼風が吹く季節となりました。みなさまいかがお過ごしでしょうか。今月は「悪質商法の対策」についてご紹介させていただきます。

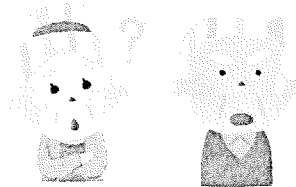
悪質商法とは

うそ電話詐欺や unnecessary な工事など、いかにも「大変なことになる」というような話しぶりでお金を払わせられたり、無理やり契約をさせられたりする商法です。以前より手口が巧妙化しているため注意が必要です。

どうやって対策したらいいの

悪質商法から身を守る7原則

1. いらないときは、きっぱり断る
2. すぐに契約したり、お金を支払ったりしない
3. 強引な勧誘や契約は特に注意する（怪しいと警戒する）
4. 見知らぬ人からの誘い（来訪、電話、路上での呼び止め）には応じない
5. 必要なものか、もう一度冷静に考える
6. 「うまい話には必ず裏がある」ことを忘れない
7. 迷ったり困ったりしたら周囲の人に相談したり、下記の相談窓口へ連絡する



＜相談窓口＞

- | | |
|--------------------|---------------|
| * 山口県消費生活センター | ☎083-924-0999 |
| * 柳井地区広域消費生活センター | ☎22-2125 |
| * 柳井警察署 | ☎23-0110 |
| * 平生町高齢者地域包括支援センター | ☎56-8000 |
| * 消費者ホットライン | ☎（局番なし）188 |

“おかしいな”と思われたら、まずは相談しましょう。

生活の中でのお困りごとに関するご相談は、

『平生町高齢者地域包括支援センター』へ

平生町大字平生村 618-2 ☎56-8000 ふれあいまちづくりセンター



悪質商法の例をご紹介します



契約・購入してから 8 日以内なら取り消せる場合があります (クーリングオフ)。

警察や公的機関、金融機関の職員等が通帳やキャッシュカードを預かったり、暗証番号を聞き出したりすることはありません。



迷ったときや心配なときは、まずにご相談ください。